

平成 2 2 年 第 1 回 定 例 会
県 土 整 備 企 業 常 任 委 員 会
提 出 資 料

○ 所管事項

- I 平成21年度及び平成22年度の各事業の見通しについて.. 1

- II - 1 市水道事業への一元化について〔伊賀水道〕 4

- II - 2 市水道事業への一元化について〔志摩水道〕 6

- III 水力発電事業の民間譲渡について..... 8

- IV RDF焼却・発電事業について..... 13

- V 「三重県企業庁中期経営計画」の一部改定について... 20

平成 2 2 年 3 月 1 1 日

企 業 庁

I 平成21年度及び平成22年度の各事業の見通しについて

平成21年度及び平成22年度の企業庁各事業の見通しについては、概ね以下のとおりです。

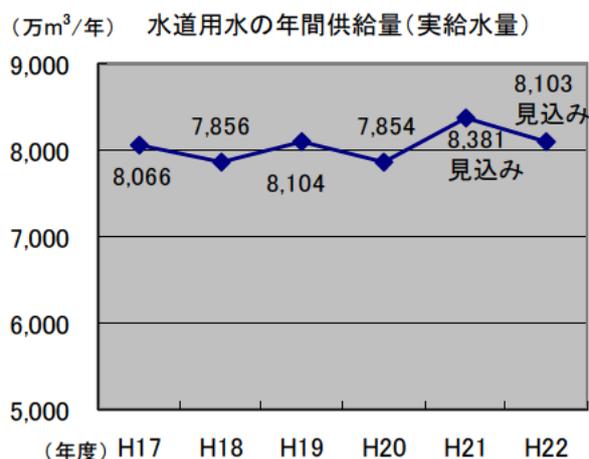
1 水道事業（県内29市町のうち18市町に供給）

平成21年度の水道用水の年間供給量は、伊賀市への全部給水及び亀山市の区域への一部給水を開始したことから、8,381万 m^3 （前年度比6.7%増）と見込んでいます。

平成22年度の供給量については、本年4月から伊賀水道の市水道事業への一元化を実施することから、平成21年度を下回る水準（8,103万 m^3 ）と見込んでいます。

料金については、平成22年4月から引き下げを実施する予定としております。

※平成22～26年度：新料金を適用（北中勢水道・北勢・長良川水系を除く）



供給見込み(万 m^3)			H22当初
H21当初	H21最終	H22当初	H21最終
8,410	8,381	8,103	96.7%

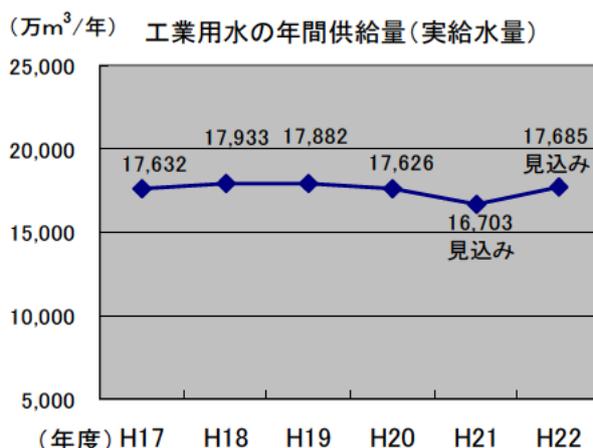
2 工業用水道事業（県内94社105工場に供給）

平成21年度の工業用水の年間供給量は、ユーザーの申し出により休止水量が増加したことから、1億6,703万 m^3 （前年度比5.2%減）と見込んでいます。

平成22年度の供給量については、依然として厳しい経済情勢のなか生産は一部に持ち直しの動きがみられること、また、新規の給水を予定していることから、平成20年度並みの水準（1億7,685万 m^3 ）と見込んでいます。

料金については、平成22年1月から引き下げを実施しました。

※平成22年1月～24年度：現行料金適用



供給見込み(万 m^3)			H22当初
H21当初	H21最終	H22当初	H21最終
18,175	16,703	17,685	105.9%

3 電気事業

(1) 水力発電 (10発電所)

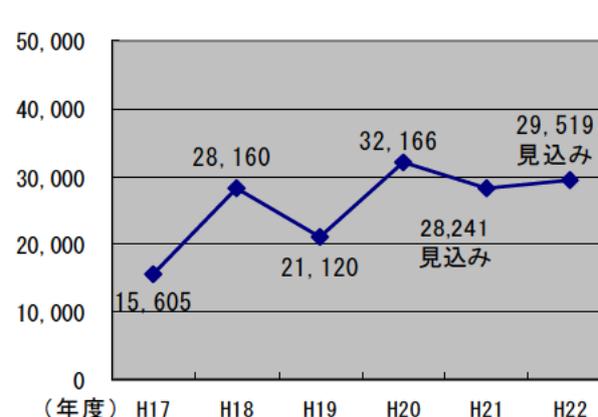
平成21年度の水力発電による年間供給電力量は、平年に比べ降雨量が少なかったことから、2億8,241万kWh（前年度比12.2%減）と見込んでいます。

平成22年度の供給量については、平年並みの水準（2億9,519万kWh）と見込んでいます。

料金については、平成22年度から新料金となる予定であり、年度内に確定する見込です。

（3ページの別紙を参照）

水力発電の年間供給電力量



供給見込み (万kWh)			H22当初 / H21最終
H21当初	H21最終	H22当初	
29,995	28,241	29,519	104.5%

(2) RDF焼却・発電 (県内7施設14市町のRDFを受け入れ)

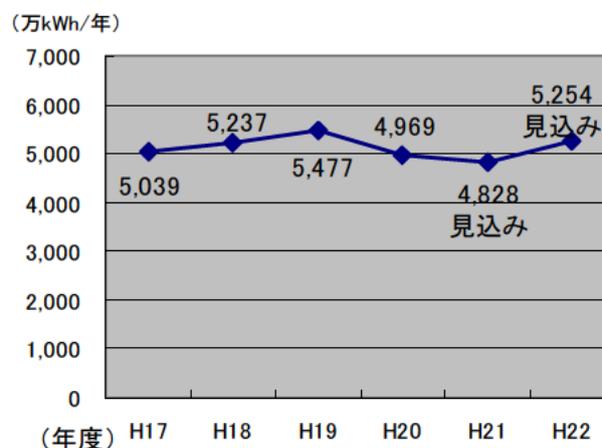
平成21年度については、市町からのRDF搬入量が減少したことから、年間のRDF処理量は47,107 t（前年度比2.8%減）と見込んでいます。

また、年間供給電力量は、4,828万kWh（前年度比2.8%減）と見込んでいます。

平成22年度のRDF処理量及び供給電力量については、現行の収支計画作成にあたり市町から提示されたRDF搬入予定量に基づき、ともに今年度をやや上回る水準（50,399 t、5,254万kWh）と見込んでいます。

RDF処理委託料については、平成22年度は、RDF 1tあたり6,134円（現行5,584円）となります。

RDF焼却・発電の年間供給電力量



	H21 当初	H21 最終	H22 当初	H22 当初 / H21 最終
RDF 処理見込み	t	t	t	
	51,089	47,107	50,399	107.0%
電力供給見込み	万kWh	万kWh	万kWh	
	5,315	4,828	5,254	108.8%

水力発電事業の卸供給料金について

1 料金算定の仕組み

水力発電事業の卸供給料金は、卸供給事業を営む事業者と一般電気事業者が契約により定めるものですが、電気事業法及び関係法令において、国への届出等事業に係る手続きや具体的な算定方法等が定められています。

例えば、料金の算定方法について、公共性の高い電力事業を継続的かつ安定的に経営するため、事業により過大な利益あるいは損失を生じることのないよう、料金は、事業運営に必要な経費を料金で賄うことのできる「総括原価方式」により算定することとされており、具体的には、営業費と事業報酬の合計額を基に算出しております。

2 料金の推移

企業庁と中部電力(株)は、企業庁が運営している10カ所の水力発電所について、一括して長期の「三重県営発電所の電力受給に関する基本契約（平成7年度～平成21年度）」を締結するとともに、2年ごとに電力受給契約を結び、料金を更改しています。

なお、平成21年度は基本契約の最終年となるため、単年度の受給契約となりました。

年 度	基本料金 (年額)	従量料金単価 (1kWh当たり)	【参考】平均単価 (1kWh当たり)
13～14	2,689百万円	1.20円	8.92円
15～16	2,413百万円	1.20円	8.76円
17～18	2,183百万円	1.20円	8.06円
19～20	1,946百万円	1.20円	7.69円
21(現行)	1,854百万円	1.20円	7.48円

基本料金：供給電力量に影響されない料金

従量料金：供給電力量に基づき算定される料金

3 契約更改の状況

平成22、23年度の料金については、平成21年12月に企業庁から中部電力(株)に提案を行い、3月上旬に協議が整ったことから合意した料金を電気事業法に基づき経済産業省に届けており、年度内に新料金が確定する見込みです。

届出中の料金

年 度	基本料金 (年額)	従量料金単価 (1kWh当たり)	【参考】平均単価 (1kWh当たり)
22	2,044百万円	1.20円	8.09円
23	1,799百万円	1.20円	7.27円

Ⅱ－１ 市水道事業への一元化について〔伊賀水道〕

1 伊賀水道一元化に向けた取組状況

(1) 伊賀水道用水供給事業の運営状況

平成21年4月から伊賀水道用水供給事業の浄水施設等の維持管理業務を伊賀市に委託するとともに、市へ派遣した企業庁職員2名が市職員に対しOJTを行いながら、安全・安定供給に努めています。

【給水実績】

(単位：m³/日)

21年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
9,847	10,549	10,690	11,116	11,188	11,143	11,055	11,197	11,005

22年1月	2月	平均
12,035	13,205	11,185

※1 給水障害等は発生していません。

※2 水源である川上ダムは建設中であることから、平成20年1月に暫定豊水水利権 0.157 m³/s(13,493 m³/日)を確保したうえで、平成21年4月から給水を開始しています。平成22年4月からの暫定水利権については、0.187 m³/s(16,071 m³/日)を確保しています。

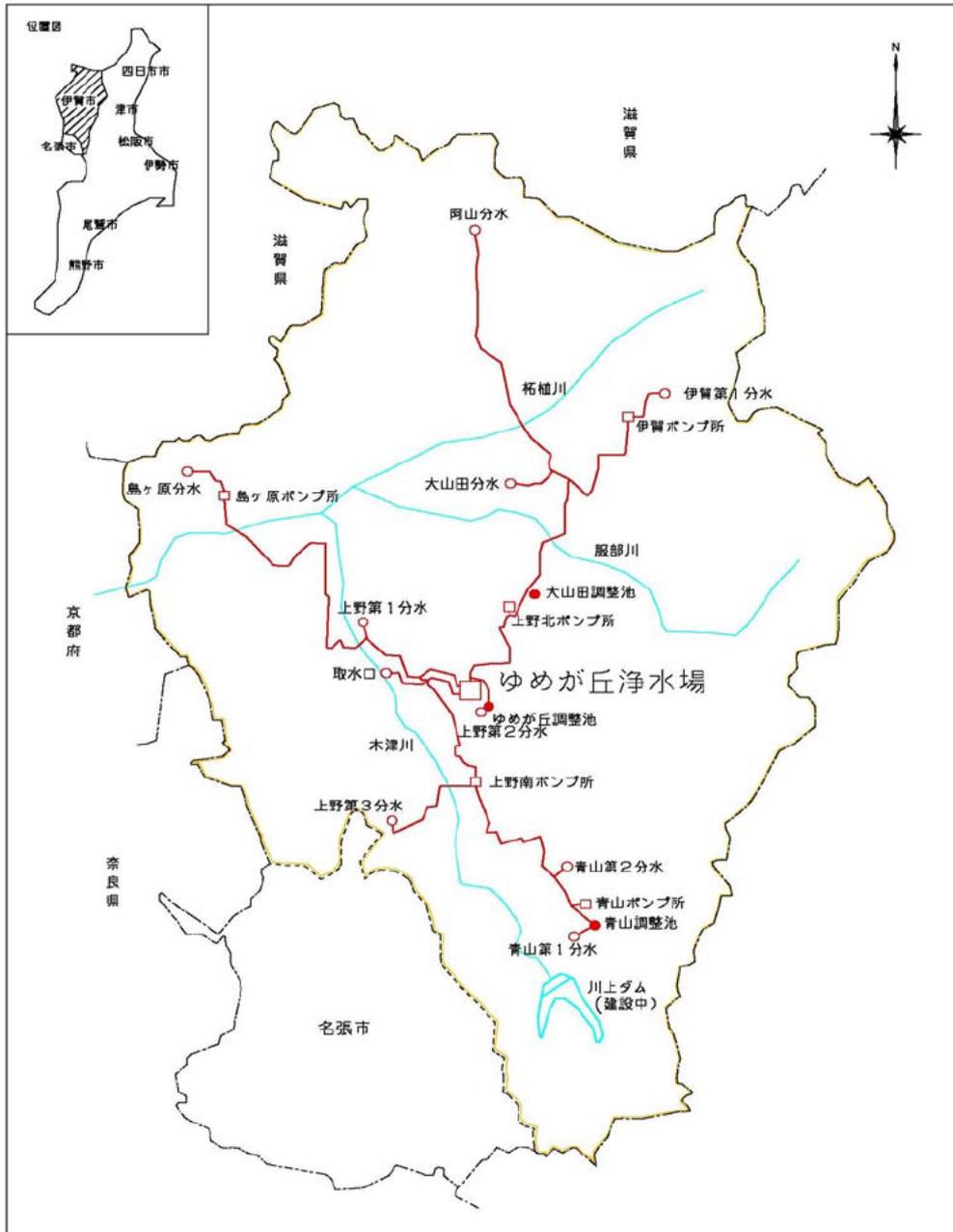
(2) 平成22年4月からの一元化実施に向けた諸手続等

- 市に譲渡する施設や土地等に係る固定資産台帳の作成を完了しました。
(主な施設：浄水場、ポンプ所6箇所、調整池3箇所、送水管約80km、土地：約87千m²)
- 国庫補助事業により取得した財産の処分について、昨年11月に厚生労働省の承認を得ました。(補助金等適正化法上の手続)
- 水道法の規定に基づき県営水道事業の廃止について、事務手続を進めています。
- 今定例会(2月会議)において、「三重県公営企業の設置等に関する条例」等関係条例の改正案及び地方公営企業法の規定(重要な資産処分)に基づく資産の処分にかかる平成22年度当初予算案を提出しました。

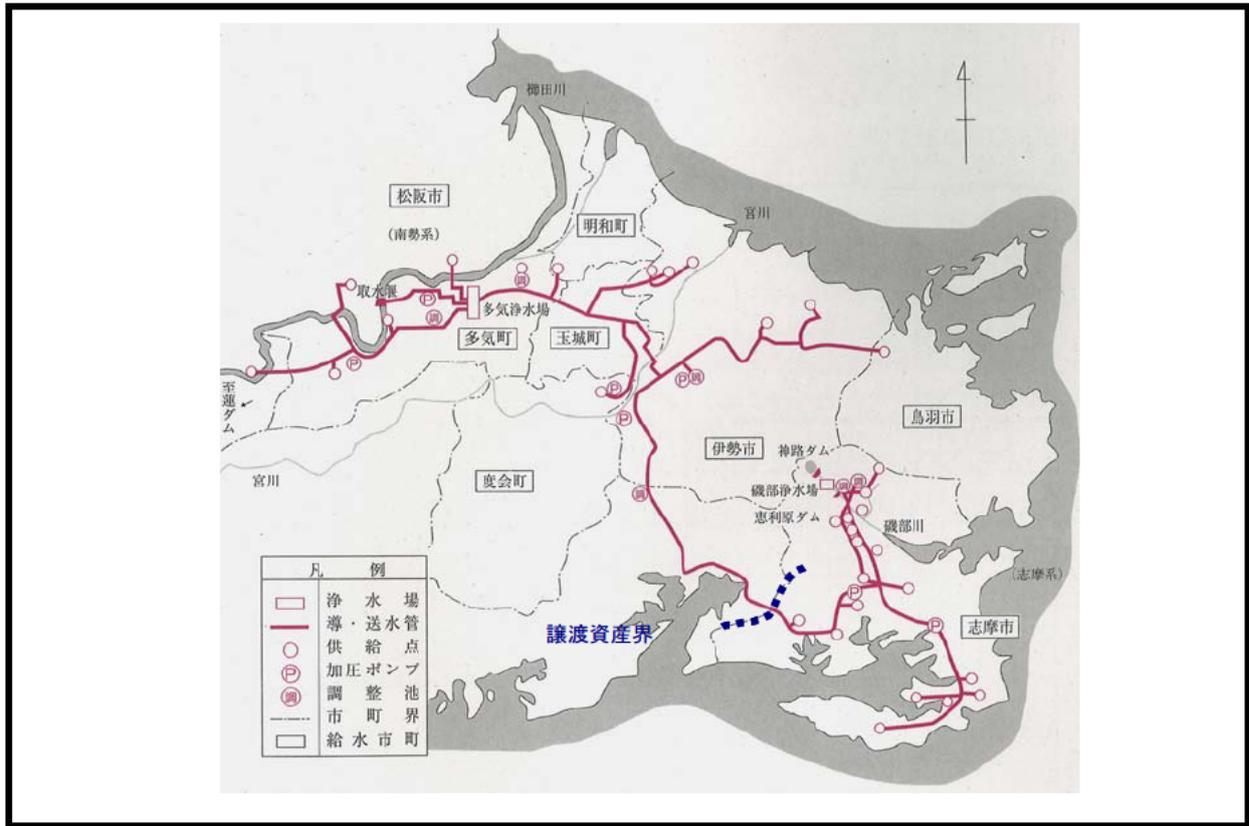
2 今後の対応

- 関係議案について、議会の承認をいただいたうえで速やかに市と資産の譲渡契約を締結し、4月1日に譲渡します。
- 譲渡後も下記のとおり必要に応じて、企業庁から随時技術支援を行います。
 - ・ 中央監視システムについて、技術的に困難な故障が発生した場合やシステム変更の必要が生じた場合
 - ・ 今後の取水量の増加に伴い稼働する一部設備(現在は未稼働)の試運転を行う場合

伊賀水道用水供給事業概要図



南勢志摩水道用水供給事業概要図



Ⅲ 水力発電事業の民間譲渡について

1 地域貢献に関する課題の状況

(1) 確認書における地域貢献の取組課題

平成21年3月30日付で中部電力㈱と締結した「三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に関する確認書」における地域貢献の取組課題14項目（別紙1参照）のうち、11項目は譲渡後も継続することで合意しています。

また、合意に至っていない3項目については、協議を続けているものの中部電力㈱への継承は困難な状況となっています。

①緊急発電放流

宮川ダムから三浦湾への緊急発電放流については、発電事業者が地域貢献の一環として実施するものとして、中部電力㈱と協議を行ってきたところです。

しかし、中部電力㈱からは高濁水により宮川第一・第二発電所の発電設備が破損するリスクはゼロではないこと、また、治水対策は県の役割であることなどから、受け入れられないとの見解が示されています。

②森林環境保全事業及び奥伊勢湖環境保全対策

森林環境保全事業は、三重県が実施する森林環境創造事業に対して、水源涵養による保水力の向上、濁水の防止等の効果が期待できることから、平成13年度以降、宮川ダム上流域を対象とし、さらに、平成19年度以降は三瀬谷ダム上流域まで対象を拡大し、県補助金相当額（毎年約3千万円）を企業庁が負担しています。

また、奥伊勢湖環境保全対策は、三瀬谷ダム湖にゴミや流木が流れ込むのを防止することを主な目的に、大台町と企業庁で構成する奥伊勢湖環境保全対策協議会を設置し、必要な負担を行い、事業を実施しています。

これらの事業についても、発電事業者が地域貢献の一環として実施するものとして、中部電力と協議を行ってきたところです。

しかし、中部電力㈱からは森林環境保全事業、奥伊勢湖環境保全対策についても民間電気事業者の役割を超えるものであり、受け入れられないとの見解が示されています。

(2) 灌漑補給の取組

灌漑補給の取組については、確認書において、現在の運用を継続するとして中部電力㈱と合意しています。

なお、東海農政局が平成13年に国営宮川用水第二期土地改良事業の水利権を取得するにあたって、関係水利権者である企業庁が提示した「宮川ダムのかんがい補給容量7,500千 m^3 を超えて放流する場合は、東海農政局長の負担とする」（別紙2下線部参照）との同意条件について、中部電力㈱からは、譲渡後に関係者との間で問題が生じないように、県で整理するよう求められています。

このため、同意内容の趣旨や現状の運用などを踏まえ、同意条件を見直したうえで譲渡することとしており、東海農政局など関係者と協議を行っています。

2 設備・用地・権利関係

(1) 設備関係

老朽化設備の前倒し補修など、課題の解決に向けて引き続き計画的に進めています。

宮川第三発電所の建屋クラックについては、改修方法や施工分担等について、協議しており、また、維持管理上必要な設備図書の整理については、中部電力(株)の設備図書を参考に、譲渡後の維持管理に支障とならないよう順次整理を進めています。

さらに、県で取替・処分することとした使用中のPCB含有大型変圧器(5台)については、取替にあたっての設計委託の内容などについて協議を始めています。

<主な設備改修課題>

- ・ 鉄管塗装等、老朽化施設の前倒し補修
- ・ PCB含有変圧器等の取替、宮川第三発電所のクラック、漏水補修等
- ・ 中部電力(株)が必要としない不要設備の整理

(2) 用地・権利関係

境界確認、用地測量、用地境界杭設置、管理用図面等の作成業務を引き続き進めています。また、未登記の解消、発電所敷地内の国有地の払い下げ・付け替え等についても、譲渡までに実施できるよう進めています。

用地境界確認作業は、平成22年2月末時点で全1,229筆のうち1,173筆[95.4%]の確認が終わっています。

また、未登記物件19筆のうち4筆については、処理が完了しました。

3 譲渡価格

譲渡価格の考え方については、資産や収益性の観点、他県での譲渡事例、専門家の知見など、様々な要素を踏まえ、関係部局と連携して検討しています。

中部電力(株)との譲渡価格の協議については、双方の譲渡価格に対する考え方について協議しています。

4 譲渡目標時期

譲渡目標時期を平成22年度末とした場合、中部電力(株)が津市の給電制御所に譲渡された10発電所の運転監視システムを順次取り込むまで、三瀬谷発電所での運転監視システムを使う必要があります。

こうした中で、中部電力(株)が運転監視システムを整備する間、県による派遣や受託で対応してほしいと要望がありましたが、法律の制約などにより対応できないことから、システム整備期間に合わせて、平成22年度末から3~4年程度延ばすこととして、システム整備の方法、業務継承の方法などについて中部電力(株)と協議を進めています。

【協議内容】

課題	中部電力株の考え方	県の考え方
運転監視システムの整備	<ul style="list-style-type: none">津市の給電制御所で運転監視するためのシステムを整備する間(3～4年程度)、現在の三瀬谷発電管理事務所のシステムを使用する。この間、県職員の派遣または県への受託で対応したい。	<ul style="list-style-type: none">譲渡後の業務継承に職員の派遣は法上不可能であり、受託することも業務の性格上困難である。
PCB含有変圧器	<ul style="list-style-type: none">機器劣化や社内基準等から取替時期にきている。県で取替処理後に譲受したい。	<ul style="list-style-type: none">当面の使用は可能。平成22年度末までの取替は不可能

5 今後の対応

(1) 地域貢献に関する課題

緊急発電放流については、実施は極めて困難な状況であり、県としては引き続き努力してまいります。関係市町に対してはこうした状況を十分に説明してまいります。

また、森林環境保全事業や奥伊勢湖環境保全対策についても、受け入れが困難な状況ですが、これまでの経緯を踏まえ、中部電力と引き続き協議してまいります。

(2) 譲渡価格

譲渡価格については、公平性、透明性を担保できる適切な譲渡価格となるよう、引き続き専門家の助言などを得ながら進めるとともに、収益性を考慮して事業価値の評価を行うなど、具体的な譲渡価格を算定してまいります。

また、中部電力株とは、譲渡価格について引き続き協議を進めてまいります。

(3) 今後のスケジュール

譲渡目標時期を平成22年度末から3～4年程度延ばすこととしましたが、中部電力株が運転監視システムの整備に着手するにあたっては、譲渡譲受に関する基本的な事項（譲渡譲受に係る範囲・時期・価格等）について合意が必要なことから、平成22年度の早い段階で、この合意ができるよう進めてまいります。

H21.3.30付「三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に関する確認書」別紙2 その1

地域貢献の取組の課題と対応方針

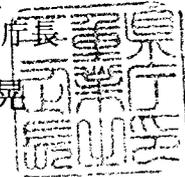
項目		課題	対応方針	
1	宮川の流量回復	○宮川ルネッサンス事業が取り組む宮川の流量回復に対して、水利使用規則に定められた宮川ダムからの河川維持放流量（毎秒0.37m ³ ）に、発電用貯留水から毎秒0.13m ³ を上乗せした毎秒0.5m ³ の放流を平成18年4月から実施している。 ○流域関係市町からの更なる流量回復への要望や、県議会「宮川プロジェクト会議」における議論の内容を踏まえ、甲は「流量回復についての基本姿勢（案）」に基づき対応していくこととし、その中で新たに「粟生頭首工直下で毎秒3m ³ を下回る場合、宮川ダムから年間1,000万m ³ を限度に放流する」方針としたところ、県議会からもこの方針を尊重する旨の提言が出された。	○宮川ダムからの毎秒0.5m ³ の放流を継続する。 ○今後放流に係る運用ルールを定め、流量回復として年間1,000万m ³ を限度に放流することとする。	
2	治水機能の確保	①宮川ダムにおける事前放流等	○治水上必要と判断される場合には、洪水調整容量を多く確保するために発電容量を含めた事前放流を実施できるとする内容の覚書及び確認事項を宮川ダム管理者と交換し、運用について協力している。 ○宮川ダム放流時は、三瀬谷ダムも連携し、ダム水位を事前に低下させる運用を行っている。	○事前放流の協力について、覚書に基づき現在の運用を継続する。 ○宮川ダム放流と連携した三瀬谷ダムの運用を継続する。
		②三浦湾への緊急発電放流	○H16年度の災害時の出水と同規模の出水が発生した場合には、宮川第一、第二発電所において、緊急発電放流を行うための運用方法を検討する。	○緊急発電放流について引き続き協議していく。
		③三瀬谷ダム湖内の砂利採取	○河川管理者が許可した砂利採取業者が行う砂利採取に対して、ダム運用に支障のない範囲で協力している。	○ダム運用に支障のない範囲で協力を継続する。
3	灌漑補給 (三瀬谷ダム、宮川ダム)	○宮川ダム建設時や三瀬谷ダム建設時に締結された協定に基づく運用を行っている。 ○渇水時には、宮川渇水調整協議会の調整などに基づくダムや発電所の運用を行っている。	○協定に基づき現在の運用を継続する。 ○渇水時には、渇水協議会での調整結果に基づく運用を行う。	
4	三瀬谷ダムの工業用水	○南伊勢工業用水道事業を廃止することとし、関係市町の同意を得ている。	○南伊勢工業用水道事業の廃止手続きを進め、三瀬谷ダムは発電専用ダムとして運用する。	
5	森林環境の保全	○甲が実施する森林環境創造事業に対して、乙は宮川ダム上流域等の県補助金額を負担している。	○甲が今後事業を継続していくために必要な財源が確保できるよう、一時金として対応することについて引き続き協議していく。	
6	稚鮎の放流（三瀬谷ダム）	○三瀬谷ダム建設時に漁協と交換した覚書に基づき、補償として鮎放流に対する経費負担を行っている。	○覚書に基づき現在の補償を継続する。	
7	三浦湾漁場環境の保全 (濁水調整)	○宮川第一、第二発電所の濁水時の発電運用に関しては、協定に基づき、濁水時には発電を停止する運用を行っている。	○協定に基づき現在の運用を継続する。	
8	三瀬谷ダムの流木除去	○ダム運用に支障とならないよう、乙は必要に応じ流木除去を実施している。	○ダム運用に支障とならないよう、必要に応じ流木除去を継続する。	
9	関連施設	①三瀬谷ダム湖の漕艇場	○三瀬谷ダムの湖面使用について、協定に基づきダム湖を漕艇場として開放している。	○協定に基づき現在の運用を継続する。
		②三瀬谷ダム堰堤の自動車通行	○三瀬谷ダム堰堤が、自動車通行可能な地域住民の生活道路として利用できるよう、設備解放を行っている。	○協定に基づき現在の運用を継続する。
10	三瀬谷ダム下流の濁水対策	○三瀬谷ダム下流の濁水の漁業への影響について、関係者から一定の対策を求められており、ダム管理者として今後の対応を検討している。	○関係者と調整した対策を継続する。	
11	奥伊勢湖環境保全対策協議会への参画	○奥伊勢湖環境保全対策協議会に参画している。	○参画継続について引き続き協議していく。	

平成13年 3月28日

東海農政局整備部長 様

三重県企業庁長

堀田 晃



国営宮川用水第二期土地改良事業に伴う宮川ダムかんがい補給期間の変更に
ついて（回答）

平成13年3月26日付け12海整第630号（設）で依頼のありました条件4については、貴局の進める本事業は、宮川流域ルネッサンス事業の趣旨も踏まえ、より適切な宮川流水の運用が図られるものとして計画されていると考えており、依頼の趣旨は十分理解できますので、条件4をあらためて、同意条件を下記のとおりとします。

記

- 1 「宮川ダムのかんがい用水補給容量等に関する協定」第1項の「宮川ダムのかんがい補給期間」を4月11日から9月10日までとするものであること。
- 2 「同協定」第2項の「宮川用水頭首工における魚道に対する宮川ダムの補給期間」は6月10日から9月20日までとするものであること。
- 3 「宮川ダムのかんがい補給容量」7,500千 m^3 を超えて放流する場合は、東海農政局長の負担とするものであること。
- 4 国営宮川用水第二期土地改良事業が完了し本水利使用を開始する前に、三瀬谷発電所（三瀬谷ダム）設置に伴い締結された次の協定等を破棄することにあたって、新しい内容で協定を締結すべく、関係者間の調整を図ること。
 - （1）三瀬谷発電所設置に伴う宮川かんがい用水の補給等に関する協定について
 - （2）三瀬谷発電所設置に伴う宮川かんがい用水の補給等に関する覚書
 - （3）三瀬谷調整池ダムおよび長ヶ逆調整池ダム操作の基本に関する覚書

以上

IV RDF焼却・発電事業について

1 施設の運転状況

三重ごみ固形燃料発電所は、4ヶ月毎にボイラの定期点検を実施するなど、安全確認を行いながら、運転を行っています。引き続き、施設の安全管理に万全を期し、安全・安定運転に努めます。

○ RDF処理状況（平成21年4月～平成22年2月）

RDF搬入量： 42,367トﾝ （前年同期比5.9%減）
供給電力量： 42,945千kWh （前年同期比7.7%減）
場外処理量： 0トﾝ

（参考）前年のRDF処理状況（平成20年4月～平成21年2月）

RDF搬入量： 45,022トﾝ
供給電力量： 46,523千kWh
場外処理量： 0トﾝ

◎年間の運転スケジュールについては19ページ参照

2 平成29年度以降のRDF焼却・発電事業のあり方について

RDF運営協議会に「あり方検討作業部会」を設置し、事業を継続する場合の諸課題について検討を行い、一定の方向性を得るよう市町と協議を進めています。

平成22年2月17日に第7回あり方検討作業部会を開催し、市町意向調査の結果等を踏まえ協議を行い、平成29年度以降、継続する際の課題^{【参考3】}13項目中の①②③について、以下のとおり市町の意向をとりまとめ、今後、理事会で確認を行うこととしました。

1 平成29年度以降の参画市町について

平成29年度以降、県内5製造団体(13市町)での新たな枠組みにおいて、RDF焼却・発電事業を継続する。

2 平成29年度以降の継続期間について

各製造団体においては、地元との立地協定などそれぞれの地域の状況から4年程度の継続を考えている団体や10年以上の継続を考えている団体がある。

このことから、各団体の意向を踏まえ、平成29年度以降の継続期間については、早急に結論を出すように努める。

3 継続期間中の離脱ルールについて

上記1及び2の意向を踏まえ、新たな枠組みでの離脱のルールについて、引き続き検討を行うこととする。

引き続き、事業主体や費用負担等の残り10項目について、あり方検討作業部会において協議を行い、概ね平成22年度末を目途に、事業のあり方について合意が得られるよう市町と県が協力して取り組みます。

3 訴訟経過

RDF貯蔵槽爆発事故に係る富士電機システムズ(株)と富士電機ホールディングス(株)を相手方とする損害賠償請求訴訟については、これまでに口頭弁論が5回、準備的口頭弁論^{注)}が13回開かれ、現在も継続して審理が行われています。

今回は、平成22年5月20日に第14回準備的口頭弁論が開かれる予定です。今後、弁護士とも十分相談し、適切に対応していきます。

【経緯】

- ・ 口頭弁論
第1回（平成18年9月7日）～第5回（平成19年8月2日）開催
- ・ 準備的口頭弁論
第1回（平成19年11月1日）～第13回（平成22年3月4日）開催

【今後の予定】

第14回準備的口頭弁論 平成22年5月20日 開催予定

(注) 準備的口頭弁論とは、争点及び証拠の整理などのために行う口頭弁論の一種です。

【参考】 民事訴訟の損害賠償請求額について

県側	: 22億5,653万4,672円
富士電機システムズ側	: 31億5,408万568円

【参考1】RDF運営協議会「あり方検討作業部会」の開催状況

- 第1回あり方検討作業部会（平成20年12月25日）
 - ・部会構成の決定
 - ・RDF焼却・発電所の視察
 - ・検討課題等に対する意見交換

- 第2回あり方検討作業部会（平成21年3月27日）
 - ・RDF焼却・発電施設維持管理費等調査業務委託の概要説明
 - ・平成29年度以降RDF焼却・発電事業を継続する際の課題整理

- 第3回あり方検討作業部会（平成21年7月23日）
 - ・焼却・発電施設の維持管理費の現状の説明
 - ・作業部会の今後の進め方

- 第4回あり方検討作業部会（平成21年11月26日）
 - ・RDF焼却・発電施設維持管理費等調査結果の概要説明
 - ・他処理方式の施設建設費用及びRDF運賃コストの説明

- 第5回あり方検討作業部会（平成21年12月25日）
 - ・RDF焼却・発電施設維持管理費等調査委託報告書の精査
 - ・市町意向調査（アンケート）について

- 第6回あり方検討作業部会（平成22年1月28日）
 - ・RDF焼却・発電施設維持管理費等調査委託報告書の検討
 - ・市町意向調査の結果について

- 第7回あり方検討作業部会（平成22年2月17日）
 - ・市町意向調査の取りまとめについて
 - ・RDF焼却・発電事業を継続する際の課題検討について

【参考2】三重県RDF運営協議会「あり方検討作業部会」意向調査結果

団体名	意向	継続期間
桑名広域 清掃事業 組合	継続したい	10年以上延長希望
	理由：施設の長寿命化は、新たな施設を更新する場合と比較して、建設及び維持に係る総コストの低減をはかることができると考えるため。	
伊賀市	継続したい	4年程度延長希望
	理由：協定による施設稼働の期限が平成33年3月31日であるため。	
香肌奥伊 勢資源化 広域連合	継続したい	4年程度延長希望
	理由：当広域連合は、県のRDF化構想に基づいたRDF施設を整備するため、平成13年度から平成32年度の20年間の計画で建設地区の同意を得てRDF施設を整備し、現在に至っている状況である。 その当時、県からはRDF発電所の事業が15年間のモデル事業であることの説明もなくRDF事業が進んできた中、突然、平成19年度において平成29年度以降は県においてRDF焼却・発電事業は行わないとの提案があった。 この状況において当広域連合としては、県の提案する平成29年度以降のRDF事業への参加・継続という考え方とは違い、建設地区との協定による20年間の使用期限となる平成32年度までは当広域連合のRDF事業計画となっている。 このため、三重県下のRDF製造団体が存続する限りは、県において責任を持ってRDF焼却・発電事業を実施する義務があるものとする。	
志摩市	継続する考えはない	
	理由：平成26年4月以降、鳥羽志勢広域連合により建設される新施設にて処理する予定である。また、それまでに財政上の諸課題に対処するためと行政改革の一環として、他の施設に統廃合し、RDF施設を閉鎖するため準備中である。	
紀北町	継続したい	
	理由：ごみ処理については、現在当町ではRDF処理施設以外の処理方法がないため、当面の間、三重県が主体となって運営していただきたい。	
南牟婁 清掃施設 組合	継続したい	10年程度延長希望
	理由：1. 29年度に建設費の起債償還が終了するが、すぐに新しい施設を建設することは難しい。 2. RDF化施設建設費に高額を投じているので、できる限り延命化させたい。	

【参考3】29年度以降RDF焼却・発電事業を継続する際の課題について

(1) 事業計画期間について

- ① 事業計画期間を何年程度延長するのか。

(2) RDF量について

- ② 29年度以降の各市町のごみ処理状況がどのようになるか。RDF化を継続する市町がどれくらいあるか。
- ③ RDF化施設（もしくは構成市町）が事業期間途中で離脱する場合のルールを決めておく方が良いのではないか。

(3) 施設等について

- ④ 焼却・発電施設が法定耐用年数を迎えるため、更に継続するための追加投資をどうするか。（また、その改修期間中のRDF処理をどうするか。）。
- ⑤ RDF焼却・発電施設の延長期間中の所有権及び終了した場合の撤去費用をどうするか。
- ⑥ 改修期間中（または29年度以降）のRDFの受入先をどのように確保するのか。

(4) 維持管理について

- ⑦ 富士電機システムズ㈱との現行の委託契約は、29年3月末までとなっているため、その後の管理委託について、どのような体制をとるか。
- ⑧ 29年度以降の維持管理費は、現行と同程度の金額で契約ができるか。どのようなRDF処理委託料の設定ルールとするか。
- ⑨ 市町による適切な経費のチェック方策をどのようにとるか。
- ⑩ RDFの運搬コストの低減方法がないか。
- ⑪ 行政直営での事業実施が可能か。

(5) 事業全般について

- ⑫ 県と市町の役割分担をどのようにするのか。
- ⑬ RDF処理とその他の処理との経費比較が必要ではないか。

(注) ⑥、⑨～⑬の6項目は、平成21年3月27日「第2回あり方検討作業部会」により追加されたものです。

【参考4】RDF焼却・発電施設の用地について

(1) 経緯

RDF焼却・発電施設の用地(以下「RDF用地」という。)については、県と桑名広域清掃事業組合(以下「桑名広域」という。)との間で、平成9年3月26日に「RDF化構想に関する確認書」を締結し、県が桑名広域から斡旋を受け、有償で取得することとしました。

桑名広域は、RDF用地を含む地域が公図混乱地域であることから、土地区画整理事業の中で、事業用地の確保を図ることとしました。

しかし、具体的な土地区画整理事業の進捗がなかったことから、土地取得の目処が立たなくなり、RDF施設建設にあたり、桑名広域は将来の区画整理事業を前提にして直接地権者から用地を取得または借地し、造成事業に着手しました。

現時点において県はRDF用地を取得しておらず、企業庁が現在まで、桑名広域から無償で借地をしている状態となっています。

(2) 最近の状況

平成21年12月15日に、土地区画整理法に基づき「桑名市多度力尾土地区画整理組合」が設立の認可を受け、同組合が仮換地指定に向け、全地権者に対し工事着手同意の取得や面積確定、砂防法等の各種法手続きを進めるなど、土地区画整理事業の具体的な進捗が見られます。

このため、関係部が中心となり、土地区画整理事業の進捗状況を見極めながら、用地の取得時期や価格について、桑名広域と調整を行なっているところです。

三重ごみ固形燃料発電所 発電所運転実績及び計画

平成21年度

項目	H21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H22年 1月	2月	3月		
1号ボイラ 運転	← 運転(98日間) →			← 運転(99日間) →			← 運転(20日間) →		← 運転(56日間) →		← 運転(21日間) →			
点検・確認	4/4(土)			7/9(木)	8/7(金)			11/12(木)	11/30(月)	12/18(金)	12/21(月)	2/13(土)	2/28(日)	3/20(土)
				点検 燃料調整による停止 1号ボイラ停止 点検: 7/10~7/26 燃料調整: 7/27~8/6		タービン入口温度低下によりタービン、発電機停止 1号ボイラを手動停止 12/19~12/20		点検 1号ボイラ停止 11/13~11/29		燃料調整 1号ボイラ RDF量が不足するため停止 2/14~2/27		点検予定 1号ボイラ停止 3/21~4/4		
2号ボイラ 運転	← 運転(107日間) →			← 運転(40日間) →		← 運転(44日間) →		← 運転(105日間) →						
点検・確認		5/2(土)	5/30(土)		9/12(土)	10/5(月)	11/12(木)	11/17(火)	12/29(火)	1/18(月)				
		定期事業者検査 (5/3~5/30) 2号ボイラ停止 5/3~5/29		発電機保護装置(87G)動作によりタービン、発電機停止 ボイラは運転継続 8/19~8/21		点検 燃料調整による停止 2号ボイラ停止 点検: 9/13~9/27 燃料調整: 9/28~10/4		2号ボイラ停止 11/13~11/16		点検 2号ボイラ停止 1/4~1/17		2号ボイラ年末年始のRDF搬入量減少のため停止		
(参考) 安全管理会議								○11月16日 第18回会議				○3月26日 第19回会議(予定)		
安全管理会議技術部会							○10月19日 第25回部会			○2月12日 第26回部会				

平成22年度

項目	H22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H23年 1月	2月	3月	
1号ボイラ 運転	← 運転(112日間) →			← 運転(105日間) →			← 運転(35日間) →		← 運転(58日間) →				
点検・確認	4/5(月)			7/24(土)	8/9(月)			11/20(土)	12/13(月)	1/15(土)	2/5(土)		
				点検予定 1号ボイラ停止 7/25~8/8				点検予定 燃料調整による停止 1号ボイラ停止 点検: 11/21~12/4 燃料調整: 12/5~12/12		タービン定期事業者検査予定 による1号ボイラ停止 1/16~2/4			
2号ボイラ 運転	← 運転(105日間) →			← 運転(112日間) →			← 運転(95日間) →		← 運転(13日間) →		← 運転(85日間) →		
点検・確認		5/1(土)	5/24(月)		9/11(土)	9/27(月)		12/29(水)	1/4(火)	1/15(土)	2/6(日)		
		燃料調整による停止 点検予定 2号ボイラ停止 燃料調整: 5/2~5/9 点検: 5/10~5/23			点検予定 2号ボイラ停止 9/12~9/26			2号ボイラ年末年始のRDF搬入量減少見込のため停止		タービン定期事業者検査および自主点検による 2号ボイラ停止 1/16~2/5			
(参考) 安全管理会議					○8月頃 第20回会議(予定)							○3月頃 第21回会議(予定)	
安全管理会議技術部会						技術部会 随時開催							

※ボイラの運転はRDF搬入量に合わせた運転とする。
※ボイラの点検期間は消火日から点火日までの表記とする。

V 「三重県企業庁中期経営計画」の一部改定について

1 改定の趣旨

「三重県企業庁長期経営ビジョン」の経営目標の達成に向け、「三重県企業庁中期経営計画」（平成19年11月策定）に基づき、企業庁のあり方の具体化による経営改善など「安全・安定」供給に係る具体的な取組を進めてきたところです。

平成21年3月には、それまでの取組の進捗状況などを踏まえ、「中期経営計画」の一部について見直しを行ったところですが、今回、志摩水道の一元化及び水力発電事業の民間譲渡に係る目標時期を延伸して取り組んでいることなどから、「中期経営計画」の一部を改定します。

2 主な改定内容

(1) 志摩市水道事業への一元化

平成21年3月に志摩市と締結した「志摩市水道事業への一元化に関する基本合意書」について、3月中を目途に、一元化の実施時期を平成23年度とする変更を行う予定としていることから、それに合わせて一元化の実施時期及び今後の取組内容を変更します。

【変更点】

- ①一元化の実施時期：平成23年4月1日
- ②今後の取組内容：志摩市からの派遣職員を受け入れ、技術継承等を行うとともに、引き続き、固定資産及び公営企業債の名義変更など一元化に向けた諸手続きを進めます。

(2) 水力発電事業の民間譲渡

平成21年3月に「三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に関する確認書」を締結し、平成22年度末を譲渡目標として、中部電力(株)と協議を進めてきましたが、確認書締結後に新たに提起された課題（運転監視システムの整備など）に対応するため、譲渡目標時期を3～4年程度延伸することとしたことから、今後の取組内容を変更します。

【変更点】

- ①今後の取組内容：平成25～26年度の譲渡に向け、知事部局と連携して中部電力(株)と交渉を行い、平成22年度の早い段階で譲渡譲受に関する基本的な事項の合意を得ていきます。

(3) RDF焼却・発電事業の新たな運営主体への移管

水力発電事業の譲渡目標時期について、3～4年程度延伸することとしたことから、今後の取組内容を変更します。

【変更点】

- ①今後の取組内容：RDF焼却・発電事業については、水力発電事業の譲渡まで、附帯事業として企業庁で運営を行います。

(4) 収支計画

事業別の収支計画については、平成20年度までは決算、21年度は決算見込み、22年度は当初予算を反映した形で整理します。

3 今後の進め方

改定内容については、関係機関とも調整を行い、本年度末までに確定する予定です。

なお、確定後は、企業庁ホームページで公表していきます。

(参考) 事業別収支計画

1 水道用水供給事業

単位：百万円

区 分		H18年度 (決算)	H19年度 (決算)	H20年度 (決算)	H21年度 (決算見込)	H22年度 (当初予算)
収益的 収支	営業収益	10,675	10,773	10,675	11,732	9,877
	営業外収益	542	621	453	276	233
	特別利益	4	0	0	0	0
	収入計	11,221	11,394	11,128	12,008	10,110
	営業費用	7,677	7,787	7,721	8,659	8,045
	営業外費用	2,413	2,266	1,826	1,621	1,318
	特別損失	9	0	0	26	5,179
	費用計	10,100	10,053	9,547	10,307	14,544
	純利益	1,121	1,341	1,581	1,701	△ 4,432
資本的 収支	企業債	7,514	4,487	14,007	885	624
	国庫補助金	1,035	1,943	2,262	157	178
	出資金	2,737	3,683	4,132	2,119	2,190
	その他収入	13	55	155	0	9
	収入計	11,298	10,168	20,557	3,161	3,001
	建設改良費	4,673	8,344	9,346	2,384	2,681
	償還金	12,023	7,334	15,748	7,491	5,997
	支出計	16,696	15,678	25,094	9,876	8,677
	資本的収支不足額	△ 5,397	△ 5,510	△ 4,538	△ 6,714	△ 5,676
資金 収支	前年度末内部留保資金	11,262	11,480	11,792	13,372	12,658
	純利益	1,121	1,341	1,581	1,701	△ 4,432
	当年度分損益勘定留保 資金等	4,494	4,481	4,537	4,299	9,167
	資本的収支不足額	△ 5,397	△ 5,510	△ 4,538	△ 6,714	△ 5,676
	単年度資金収支	218	312	1,580	△ 714	△ 941
	当年度末内部留保資金	11,480	11,792	13,372	12,658	11,717

※収益的収支は繰越き、資本的収支は繰込み。

※四捨五入のため合計が合わない場合がある。

2 工業用水道事業

単位：百万円

区 分		H18年度 (決算)	H19年度 (決算)	H20年度 (決算)	H21年度 (決算見込)	H22年度 (当初予算)
収益的 収支	営業収益	6,153	6,244	6,274	6,121	6,014
	営業外収益	48	101	125	75	56
	特別利益	0	0	0	0	31
	収入計	6,201	6,345	6,399	6,196	6,101
	営業費用	4,920	4,693	4,772	4,821	5,043
	営業外費用	788	747	702	660	622
	特別損失	94	52	18	372	80
	費用計	5,802	5,492	5,493	5,853	5,745
	純利益	400	853	906	343	356
資本的 収支	企業債	1,037	0	700	613	1,247
	補助金	314	155	109	119	264
	出資金	1,534	1,440	1,354	1,328	1,316
	その他収入	0	3	87	5	32
	収入計	2,885	1,598	2,250	2,065	2,859
	建設改良費	3,059	1,742	2,472	2,013	3,413
	償還金	2,354	4,264	2,104	2,941	3,657
	支出計	5,413	6,006	4,576	4,954	7,070
	資本的収支過不足額	△ 2,527	△ 4,408	△ 2,327	△ 2,889	△ 4,211
資金収支	前年度末内部留保資金	13,066	13,774	12,814	13,952	14,118
	純利益	400	853	906	343	356
	当年度分損益勘定留保 資金等	2,835	2,595	2,559	2,712	2,354
	資本的収支不足額	△ 2,527	△ 4,408	△ 2,327	△ 2,889	△ 4,211
	単年度資金収支	708	△ 960	1,138	166	△ 1,501
	当年度末内部留保資金	13,774	12,814	13,952	14,118	12,617

※収益的収支は税抜き、資本的収支は税込み

※四捨五入のため合計が合わない場合がある

3 電気事業

単位：百万円

区 分	H18年度 (決算)	H19年度 (決算)	H20年度 (決算)	H21年度 (決算見込)	H22年度 (当初予算)	
収益的 収支	営業収益	2,512	2,199	2,330	2,148	2,210
	附帯事業収益	764	820	756	763	842
	営業外収益	377	28	27	18	18
	特別利益	80	44	0	0	0
	収入計	3,733	3,092	3,113	2,929	3,070
	営業費用	1,910	2,023	1,921	1,880	2,215
	附帯事業費用	973	1,077	1,009	1,254	1,104
	営業外費用	678	280	244	215	188
	特別損失	72	0	0	0	59
	費用計	3,633	3,381	3,174	3,349	3,566
	純利益	100	△ 289	△ 61	△ 420	△ 496
当年度末未処理欠損金	1,573	1,862	1,923	2,343	2,419	
資本的 収支	企業債	0	0	0	0	0
	補助金	18	32	3	0	0
	長期貸付金償還金	98	90	68	57	47
	その他収入	33	186	0	0	162
	収入計	149	309	71	57	209
	建設改良費	288	689	67	64	50
	償還金	595	574	601	555	554
	支出計	883	1,263	668	620	604
	資本的収支不足額	△ 734	△ 954	△ 597	△ 563	△ 395
資金 収支	前年度末内部留保資金	3,072	3,275	2,714	2,795	2,132
	純利益	100	△ 289	△ 61	△ 420	△ 496
	当年度分損益勘定留保 資金等	837	682	739	320	729
	資本的収支不足額	△ 734	△ 954	△ 597	△ 563	△ 395
	単年度資金収支	203	△ 561	81	△ 663	△ 162
	当年度末内部留保資金	3,275	2,714	2,795	2,132	1,970

※収益的収支は税抜き、資本的収支は税込み。

※四捨五入のため合計が合わない場合がある。